keiwa

恵和株式会社

証券コード：4251

第74期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年3月25日（木）
午前10時

場所 東京都中央区日本橋茅場町１丁目５-８
東京証券会館　８階

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役９名選任の件
第3号議案 監査役１名選任の件
第4号議案 補欠監査役１名選任の件
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役および監査役に対する打切り支給の件
第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

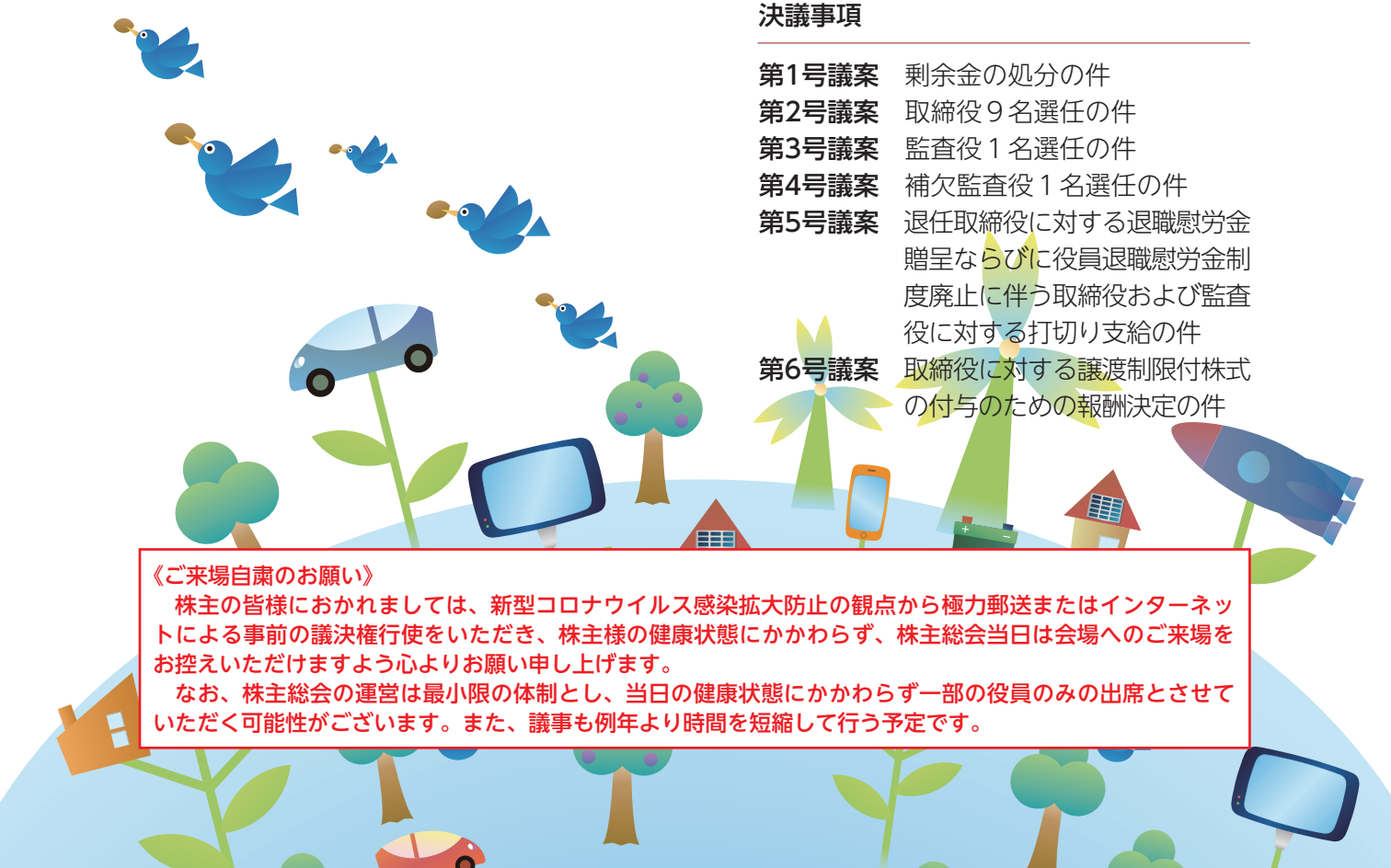

《ご来場自粛のお願い》
株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から極力郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日は会場へのご来場をお控えいただけますよう心よりお願い申し上げます。
なお、株主総会の運営は最小限の体制とし、当日の健康状態にかかわらず一部の役員のみの出席とさせていただく可能性がございます。また、議事も例年より時間を短縮して行う予定です。

証券コード　4251
2021年３月10日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋茅場町２丁目10番５号
恵　和　株　式　会　社
代表取締役社長　　長　　村　　惠　　弐

第74期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から当日のご出席をお控えいただきたく、できる限り書面またはインターネットによる議決権の行使をお願いしております。ご協力いただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、３頁のご案内に従って、2021年３月24日（水曜日）午後６時までに到着するようご送付またはご入力くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2021年３月25日（木曜日）　午前10時（受付開始 午前９時30分）

2. 場　　所　東京証券会館　８階
東京都中央区日本橋茅場町１丁目５－８
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項
1. 第74期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役および監査役に対する打切り支給の件
第６号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎以下の事項につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.keiwa.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

◎本総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

○株主総会への出席（自粛をお願いしております。）

株主総会開催日時　　2021年３月25日（木曜日）午前10時
場　所　　東京証券会館　８階
東京都中央区日本橋茅場町１丁目５－８

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

○書面（郵送）による議決権行使

議決権行使期限　　2021年３月24日（水曜日）午後６時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

○インターネットによる議決権行使

議決権行使期限　　2021年３月24日（水曜日）午後６時まで

同封の議決権行使書用紙に表示された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンまたはタブレット端末で読み取っていただくか、パソコンから当社指定の議決権行使サイト（https://www.web54.net）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力してログインのうえ、行使期限までにご行使ください。

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、企業価値の中長期的向上のための内部留保等を総合的に勘案のうえ、安定的に配当することを基本方針としております。

また、当社は2020年12月17日をもちまして、東京証券取引所市場第二部から東京証券取引所市場第一部に市場変更いたしました。これもひとえに株主の皆様をはじめ関係各位の温かいご支援の賜物と心より感謝申しあげます。

第74期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき当期の業績等を勘案したうえで、東京証券取引所市場第一部への市場変更を記念いたしまして１株当たり３円50銭の記念配当を実施させていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類
   金銭といたします。
2. 配当財産の割当に関する事項およびその総額
   当社普通株式１株につき13円50銭
   （うち、普通配当10円・東証一部上場記念配当３円50銭）
   総額118,803,469円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
   2021年３月26日

第２号議案　取締役９名選任の件

現任取締役14名は、本総会終結の時をもって全員任期が満了いたします。当社では従来から検討してまいりましたコーポレート・ガバナンスの改革として、社外取締役の増員（３名から４名に）と、執行役員制度を導入することにともなう、取締役人員の削減（14名から９名に）を行い、執行に対する監督の強化と執行のスピードアップを果たしたいと考えております。つきましては、社外取締役４名を含む９名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	長村 恵弐（おさむら けいいち） （1947年11月18日）	1970年４月　恵和商工㈱（現　恵和㈱）入社 1974年３月　当社取締役 1977年３月　当社常務取締役 1982年３月　当社専務取締役 1986年３月　当社代表取締役副社長 1991年３月　当社代表取締役社長（現任）	3,454,200株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり当社及びグループ会社の経営に携わるとともに、当社グループの事業拡大や、今後の成長に必要な基盤整備を進めるなど、豊富な経験と実績を有しています。1991年３月より代表取締役社長として当社の経営を担っており、経営全般の総括が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
2 再任	足利 正夫（あしかが まさお） （1976年12月28日）	2000年４月　当社入社 2008年12月　当社経営企画室長 2011年４月　当社執行役員 2012年６月　当社取締役 2014年10月　当社取締役　戦略推進本部本部長 2015年７月　当社取締役　マーケティング本部本部長 2018年３月　当社常務取締役　マーケティング本部本部長 2020年３月　当社常務取締役　ASBIC本部本部長（現任）	132,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり販売の最前線で実績を挙げるとともに、主に営業部門の要職を歴任した豊富な経験と高度な見識を併せ持っており、当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	青山 英一（あおやま えいいち） （1956年6月22日）	2019年６月　当社入社 2019年10月　当社マーケティング本部副本部長 2020年３月　当社常務取締役　マーケティング本部本部長（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、製紙メーカーで多岐にわたる部門の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社においても的確な意思決定の実施とリーダーシップを発揮してきた実績から、当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
4 再任	川島 直子（かわしま なおこ） （1972年11月11日）	1996年４月　当社入社 2013年４月　当社社長室部長 2014年６月　当社人事総務ユニット部長 2014年10月　当社管理本部副本部長 2016年１月　当社取締役　管理本部副本部長 2020年６月　当社取締役　管理本部副本部長兼人事総務部部長（現任）	35,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社及びグループ会社の経営に携わるとともに、主に管理部門の要職を歴任した豊富な経験と高度な見識を併せ持っており、当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生 年 月 日)</th><th>略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5
再任</td><td>吉岡 佑樹
(1981年9月12日)</td><td>2012年 7 月　当社入社
2017年 4 月　当社経理部部長
2020年 3 月　当社取締役　経理部部長（現任）</td><td>5,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
同氏は、入社以来、経理・財務部門に携わり、会計全般の専門的知見と豊富な経験を有しております。当社グループの持続的成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6
再任
社外
独立</td><td>高野 裕士
(1938年3月31日)</td><td>1968年 5 月　高野法律事務所　開業（現任）
1981年 6 月　日清食品ホールディングス株式会社　監査役
2020年 3 月　当社取締役（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、長年にわたり日清食品ホールディングス株式会社の監査役を務められた経歴と、弁護士としての専門的知見と豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。

【独立役員に関する事項】
当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生 年 月 日)</th><th>略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7
再任
社外
独立</td><td>坂爪（さかづめ）　裕（ゆう）
(1966年2月7日)</td><td>2004年 4 月　経営学博士
2006年 4 月　慶應義塾大学大学院経営管理研究科　助教授
2012年 4 月　慶應義塾大学大学院経営管理研究科　教授(現任)
2019年 3 月　当社取締役（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、慶應義塾大学大学院経営管理研究科の教授であり、生産政策・生産マネジメントをはじめとする分野について幅広く卓越した知見と豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

【独立役員に関する事項】
当社は現在、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8
新任
社外
独立</td><td>松本（まつもと）　由美子（ゆみこ）
(1948年3月6日)</td><td>1996年 9 月　JANZ Ladies'Group（日・豪・ニュージーランド レディース グループ）会長
2002年 5 月　貝絵個展主催（恵比寿、東京）
2003年 7 月　ユニセフグリーティングカード採用
2006年 7 月　同上
2006年11月　貝絵写真集「雅への誘い」出版
2009年 9 月　「IRO IRO NIPPON」出展（ヴィリニュス美術館、リトアニア）
2011年 6 月　「第２回日本芸術祭」出展（Ozas、リトアニア）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、日本画家として長年にわたり格調高く独創性にあふれる作品を生み出し、日本文化の素晴らしさを世界に発信して来られました。また、その語学力を生かしてニュージーランドやリトアニアといった国々との友好親善活動に尽力されて来た他、ユニセフを通じてグローバルな社会貢献活動にも携わって来られました。その豊富な経験と実績に鑑み、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、新たに社外取締役候補者として選任いたしました。

【独立役員に関する事項】
当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任された場合、同氏を独立役員とする予定であります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9 新任 社外 独立	青洋一（あおよういち） （1957年6月10日）	1985年４月　株式会社大周建設　専務取締役 2001年４月　同社　代表取締役社長（現任）	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、株式会社大周建設の代表取締役を務められた経歴から、豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、新たに社外取締役候補者といたしました。 【独立役員に関する事項】 当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任された場合、同氏を独立役員とする予定であります。		

（注）1. 取締役候補者長村惠弋氏は当社の経営を支配している者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者のうち、高野裕士、坂爪裕、松本由美子及び青洋一の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、社外取締役候補者高野裕士氏及び坂爪裕氏との間で、現任社外取締役として、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、取締役候補者松本由美子氏及び青洋一氏の選任が承認された場合、当社は同様の当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社役員賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を填補するものです。各候補者が取締役に就任した場合は、候補者全員を被保険者として前記の会社役員賠償責任保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役大保政二氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、山本美愛氏は大保政二氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款の定めにより退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
山本（やまもと）　美愛（みあい） (1981年７月５日) 新任 社外 独立	2016年12月　大阪弁護士会　弁護士登録 2017年 １ 月　弁護士法人法円坂法律事務所　入所（現任）	0株

【社外監査役候補者とした理由】
同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的知見と豊富な経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、新たに社外監査役候補者といたしました。

【独立役員に関する事項】
当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に就任された場合、同氏を独立役員とする予定であります。

（注）1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本美愛氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山本美愛氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社役員賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を填補するものです。候補者が監査役に就任した場合は、候補者を被保険者として前記の会社役員賠償責任保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び監査役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
川 上 光 保 (かわ かみ みつ やす) (1946年12月３日)	1993年 ４月　住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)　海外事務部次長 2000年 ４月　住信ビジネスサービス株式会社(現三井住友トラストビジネスサービス株式会社)　外為センター部長	0株

【補欠の社外監査役候補者とした理由】
同氏は、長年にわたり信託銀行で多岐にわたる部門の要職を務められた経歴から、豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものとして、補欠の社外監査役候補者といたしました。

【独立役員に関する事項】
当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しているため、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に就任された場合、同氏を独立役員とする予定であります。

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川上光保氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 川上光保氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社役員賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を填補するものです。候補者が監査役に就任した場合は、候補者を被保険者として前記の会社役員賠償責任保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び監査役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。

第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役および監査役に対する打切り支給の件

本定時総会終結の時をもって、加藤秀樹氏、石田憲次氏、江田徐紅氏、野口順次郎氏、上地聡氏および水谷武久氏が取締役を任期満了により退任されます。また去る2020年３月には清水邦夫氏が取締役を任期満了により退任されておりますので、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い総額12,600,000円の退職慰労金を贈呈いたしたく、その配分、贈呈の時期および方法については取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
加藤秀樹	2016年１月　当社取締役 2019年３月　当社取締役副社長　現在に至る
石田憲次	2014年９月　当社取締役 2020年３月　当社取締役副社長　現在に至る
江田徐紅	2010年５月　当社取締役 2018年３月　当社常務取締役　現在に至る
野口順次郎	2013年６月　当社取締役 2018年３月　当社常務取締役　現在に至る
上地聡	2018年３月　当社取締役　現在に至る
水谷武久	2018年３月　当社取締役　現在に至る
清水邦夫	2016年１月　当社取締役 2020年３月　当社取締役　退任

当社は、本定時総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを、2021年２月17日開催の当社取締役会において決議しました。

これに伴い、第２号議案「取締役９名選任の件」をご承認いただいた場合に再任される予定の取締役５名および現任の監査役１名に対し、本定時総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い総額8,820,000円の退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。また、その配分、支給の時期および方法については、取締役については取締役会に、監査役については監査役会の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
長　村　惠　弋	1974年３月　当社取締役 1991年３月　当社代表取締役社長　現在に至る
足　利　正　夫	2012年６月　当社取締役 2018年３月　当社常務取締役　現在に至る
青　山　英　一	2020年３月　当社常務取締役　現在に至る
川　島　直　子	2016年１月　当社取締役　現在に至る
吉　岡　佑　樹	2020年３月　当社取締役　現在に至る
小　林　俶　朗	2014年12月　当社監査役　現在に至る

第６号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は2011年６月26日開催の第64期定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、取締役の報酬等の額として300百万円（うち社外取締役分30百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、今後、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は14名（うち社外取締役３名）ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は９名（うち社外取締役４名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年３万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
(2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
(5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)
本議案が承認可決されることを条件として、当社は、当社の執行役員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大しており、日本国内においても、経済・社会活動が制限され、景気後退及び先行きの不透明な状況が続いております。

このような経済状況におきまして、当社グループは、積極的な高付加価値製品の販売促進活動を実施するとともに、生産性の向上にも努めました。既存事業につきましては、機能製品事業が取引先の生産量減少の影響を受け需要が減少した一方、光学シート事業はリモートワーク・リモートラーニングの促進による影響で需要が増加しました。また、開発事例として、自動車部品用特殊フィルムの販売開始や、医療用工程フィルムの市場開拓に取り組んでおります。

なお、市場環境の変化に対応するため、機能製品分野の再構築に取り組んで参りましたが、このたびSAFC K-Site（旧九州工場）での生産品目を滋賀AFセンターに移管することになりました。本件に伴う費用として、固定資産の減損損失を当期の特別損失として計上しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は14,735百万円（前期比6.9％減）、経常利益996百万円（前期比5.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益740百万円（前期比7.0％増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

【光学シート事業】

新型コロナウイルス感染症の影響により第１四半期に一時需要減少がありましたが、３月以降回復しその後も堅調に推移しました。スマートフォンに代表される小型液晶ディスプレイは、個人消費の低迷により需要が減少しましたが、当社のターゲットである高級セグメントは、安定的に推移いたしました。タブレットやノートPC等中型ディスプレイは、リモートワーク・リモートラーニングの世界的普及促進により需要が増加しております。

以上のことから、光学シート事業の売上高は9,770百万円（前期比1.0％減）、セグメント利益2,839百万円（前期比17.0％増）となりました。

【機能製品事業】

機能製品分野では、新型コロナウイルス感染症の影響により、いずれの分野も受注減となりました。利益の少ない販売品目の整理や生産体制の計画的集約などに取り組んでおります。なお、生産要員は光学シート事業への異動を開始しております。

以上のことから、機能製品事業の売上高は4,965百万円（前期比16.7%減）、セグメント利益55百万円（前期比2,050.4%増）となりました。

事業別売上高

区　分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額	構成比	金額	構成比
	百万円	%	百万円	%
光学シート事業	9,864	62.3	9,770	66.3
機能製品事業	5,958	37.7	4,965	33.7
合　計	15,823	100.0	14,735	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2,246百万円であり、その主なものは、光学シート事業における生産設備等の改善であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2020年12月17日に東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定され、公募増資により1,397百万円、オーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資により175百万円の資金調達を実施しました。

また、当連結会計年度中に、新株予約権の権利行使に伴う新株の発行により、15百万円の資金調達を実施しました。

(4) 対処すべき課題

当社は高品質、高性能製品の販売を強化することで、利益志向の経営を行ってまいります。「グローバル・ニッチ」市場に注力し、強みを生かせる領域に集中しつつ、新たな事業の創出を目指します。新規事業を推進する一方、プレシジョンマーケティングとプレシジョン生産を戦略の骨子として、急激な為替変動リスクに対応しつつ確実な利益の確保に努めます。同時に、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスを経営の重要課題と位置づけ、CSV及び経営基盤（安全、品質、セキュリティ、情報インフラ）の強化を図ります。さらに、イノベーションを追求するAll KEIWA Innovation（AKI）活動の継続とモチベーションと生産性を高める人事戦略の実行を継続いたします。

なお、事業別には以下のとおり対応してまいります。

【光学シート事業】

光拡散フィルムは、中・小型液晶ディスプレイをターゲットに選択的集中マーケティングを継続します。高性能・高品質な製品を高精度で製造し、高い技術力が要求される高級セグメントのシェアアップによる収益性向上を目指します。また当連結会計年度に販売を開始した複合拡散板の販売拡大や、新製品開発を推進いたします。

【機能製品事業】

機能製品事業は、従来からの防錆紙、工程紙等の製品の安定事業に加え、高度な製造技術を活かして自動車、建材分野への特殊フィルムの供給を進めるなど、高付加価値製品の比率を高めてまいります。また、引き続き販売品目の整理や生産体制の計画的集約を推進することで収益性向上を図り、将来にわたる成長を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第71期 2017年12月期	第72期 2018年12月期	第73期 2019年12月期	第74期 2020年12月期
売　上　高（千円）	14,558,837	15,758,666	15,823,348	14,735,937
経　常　利　益（千円）	72,725	741,855	945,151	996,406
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	226,025	451,768	692,338	740,819
１株当たり当期純利益（円）	38.18	76.31	109.55	93.41
総　資　産（千円）	14,680,203	13,999,374	15,260,991	17,655,074
純　資　産（千円）	2,764,371	3,057,883	4,999,129	7,213,776
１株当たり純資産額（円）	466.95	516.53	647.77	819.72

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行株式数（自己株式控除後）により算出しております。
2. 前連結会計年度より連結計算書類を作成しております。第71期及び第72期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値をご参考情報として記載しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を第73期の期首から適用したため、第72期につきましては、遡及後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
		%	
惠和光電材料（南京）有限公司	44,389千人民元	100.0	光学製品等の加工および販売
台湾恵和股份有限公司	5,000千台湾ドル	100.0	光学製品等の販売
ソウル恵和光電株式会社	200百万ウォン	100.0	光学製品等の販売
KEIWA　Incorporated　USA	60千米ドル	100.0	光学製品等の販売

(7) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

事　業　部　門	事　業　内　容
光　学　シ　ー　ト　事　業	光学シート（オパルス等）の製造および販売
機　能　製　品　事　業	包装資材、工程紙・建材、農業資材等の製造および販売

(8) 主要な営業所および工場（2020年12月31日現在）

①当社の主要拠点

名　　称	所　在　地
東　京　本　社	東京都中央区
大　阪　本　社	大阪市中央区
和歌山テクノセンターⅠ・Ⅱ	和歌山県日高郡
和歌山テクノセンターⅢ	和歌山県御坊市
滋賀AFセンター（SAFC）	滋賀県東近江市
SAFC　T-Site	千葉県八千代市
SAFC　K-Site	北九州市小倉南区
VCC（Value Creation Center）	京都府相楽郡

②海外子会社の主要拠点

名　　称	所　在　地
惠和光電材料（南京）有限公司	中国 江蘇省南京市
台湾恵和股份有限公司	台湾 台北市
ソウル恵和光電株式会社	韓国 ソウル特別市
KEIWA　Incorporated　USA	米国 カリフォルニア州

（9）従業員の状況（2020年12月31日現在）

区　　分	従業員数	前期末比増減
男　　性	250名（41名）	13名（△8名）
女　　性	48名（25名）	10名（△9名）
合　　計	298名（66名）	23名（△17名）

（注）　従業員数は就業人員数であり、契約社員及び臨時従業員の人員数は(　)内に外数で記載しております。

（10）主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社十六銀行	1,983百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,091百万円
株式会社三菱UFJ銀行	670百万円
株式会社紀陽銀行	493百万円
株式会社日本政策金融公庫	423百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　23,000,000株
(2) 発行済株式の総数　8,800,257株（自己株式243株を除く。）
(3) 株主数　5,580名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
長村惠弐	3,454,200株	39.2%
UBS AG LONDON A／C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	294,500株	3.3%
NOMURA INTERNATIONAL PLC A／C JAPAN FLOW	216,500株	2.4%
江田徐紅	161,000株	1.8%
石田憲次	143,300株	1.6%
足利正夫	132,000株	1.4%
恵和従業員持株会	109,600株	1.2%
久保武	103,000株	1.1%
中島由起	100,000株	1.1%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY－PB	80,500株	0.9%

（注）1. 持株比率は、小数点以下第２位を切り捨てて算出しております。
2. 持株比率は、自己株式（243株）を控除して計算しております。
3. 上記株主の英文名は、(株)証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 2020年７月31日付の新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数が295,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ7,522,500円増加しております。
② 2020年12月16日を払込期日とする公募による新株の発行により、発行済株式の総数が700,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ698,897,500円増加しております。
③ 2020年12月28日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株発行により、発行済株式の総数が88,100株、資本金が87,961,243円、資本準備金が87,961,242円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長村 恵弌	
取締役副社長	加藤 秀樹	CSR委員会　委員長
取締役副社長	石田 憲次	管理本部本部長
常務取締役	江田 徐紅	海外事業管掌 社長室室長
常務取締役	足利 正夫	ASBIC本部本部長
常務取締役	野口 順次郎	生産本部本部長
常務取締役	青山 英一	マーケティング本部本部長
取締役	川島 直子	管理本部副本部長 人事総務部部長
取締役	上地 聡	オパルス部部長 台湾恵和股份有限公司　董事長 恵和光電材料（南京）有限公司　董事長 ソウル恵和光電株式会社　代表理事 KEIWA Incorporated USA Director
取締役	水谷 武久	機能製品部部長
取締役	吉岡 佑樹	経理部部長
取締役	高野 裕士	高野法律事務所　弁護士
取締役	山本 剛	
取締役	坂爪 裕	慶應義塾大学大学院経営管理研究科　教授
常勤監査役	小林 俶朗	
監査役	大保 政二	仰星監査法人　社員
監査役	小林 雅和	小林公認会計士事務所　所長

（注）1. 取締役高野裕士氏、山本剛氏及び坂爪裕氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大保政二氏及び小林雅和氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大保政二氏及び小林雅和氏は、公認会計士の資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役高野裕士氏、山本剛氏、坂爪裕氏及び監査役大保政二氏、小林雅和氏は、東京証券取引所の定

める独立役員の要件を満たしているため、独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2020年３月25日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって、取締役清水邦夫氏は任期満了により退任いたしました。また、同定時株主総会において、青山英一氏、吉岡佑樹氏及び高野裕士氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 当事業年度中に以下の取締役の地位の異動がありました。

氏　　名	新	旧	異動年月日
石田　憲次	取締役副社長	専務取締役	2020年３月25日

責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づき社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任については、取締役及び監査役の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わない。

（2）取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支 給 人 員	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	15名 （３名）	136百万円 （11百万円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	14百万円 （７百万円）
合　計	18名	151百万円

（注）1. 上記の取締役の支給人員には、2020年３月25日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって退任した１名を含んでおります。
2. 役員の報酬限度額は、2011年６月26日開催の第64期定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、取締役の報酬等の額として300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、監査役の報酬等の額として30百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与10百万円（取締役13名に対し10百万円、監査役３名に対し0.3百万円）が含まれております。
4. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役高野裕士氏は、高野法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

取締役坂爪裕氏は、慶應義塾大学大学院経営管理研究科の教授を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役大保政二氏は、仰星監査法人の社員を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役小林雅和氏は、小林公認会計士事務所の所長を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　状　況
取締役	高野　裕士	就任後開催の取締役会16回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験、見識に基づき、法務における専門的見地から、経営における助言・提言を行っております。
取締役	山本　剛	当事業年度に開催された取締役会21回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験、見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	坂爪　裕	当事業年度に開催された取締役会21回すべてに出席し、経営における専門的見地から、経営全般における助言・提言を行っております。
監査役	大保　政二	当事業年度に開催された取締役会21回すべてに、また、監査役会16回すべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監査役	小林　雅和	当事業年度に開催された取締役会21回すべてに、また、監査役会16回すべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	34百万円
うち、公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	32百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	37百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である、「東京証券取引所市場第一部への指定替えに係る支援業務」等を依頼し、対価を支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
4. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が当該会計監査人を解任いたします。

また、当社は、理由の如何を問わず、会計監査人の解任又は不再任を妥当又は相当と認めるときは、監査役会の決定により、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的事項といたします。

6. 会社の体制および方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会により定めております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンスに係る規程の制定、委員会の設置、取締役・使用人教育等を行うものとする。

(b)取締役は内部監査部門を通じて、定期的に内部監査を実施するものとする。内部監査部門は、監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告する等、監査役と緊密に連携するものとする。

(c)子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社の取締役及び使用人に対して当社の基本規程に準じた教育、研修等を行うものとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役会議事録、稟議書、その他その職務の執行に係る情報を、文書管理規定の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理するものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理に関する体制を整備するためのリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築するものとする。また、当社は子会社のリスク管理について、指導・助言を行うものとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)取締役会規程に基づき、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項や業績の進捗について討議の上、対策を講ずるものとする。

(b)業務執行に関して、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程等による適切な権限の委譲により、効率的な取締役の職務の執行を行うものとする。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a)子会社における業務の適正及び経営管理に適用する関係会社管理規程を定め、これを基礎として子会社で諸規程を定めるものとし、当社は子会社の取締役等及び使用人を指導するとともに、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

(b)取締役は、子会社において、法令違反その他経営管理に関する重要事項を発見した場合は、適切な対応・対策を行い、監査役との連携を図るものとする。

(c)子会社の取締役及び使用人は、定期的に当社取締役会へ職務の執行状況の報告を行うものとする。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人への指示の実効性の確保に関する事項

(a)監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から求められた際に監査役と協議の上設置するものとする。

(b)監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査役の同意を得ることにより、独立性を確保するものとする。

(c)監査役補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査役の補助業務を優先し、監査役の指示に基づく調査・監査補助等の推進を妨げないものとする。

7．当社及び当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、次の事項を監査役に定期的及び随時報告するものとする。

(a)当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項

(b)法令及び定款に違反する重要な事項

(c)取締役及び使用人の職務の執行に掛かる不正行為

(d)取締役会及び経営会議等の重要な会議で決議された事項

(e)内部監査の結果

(f)内部統制システムの構築に関する事項

(g)内部通報の内容及び状況

(h)その他職務遂行上、必要と判断した事項

8．上記の報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った者に対し、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

9．監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)監査役が、当社グループにおける会議の議事録、各種報告等の重要事項について閲覧できる体制を整えることとする。

(b)代表取締役は、随時、監査役との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を図ることとする。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

1．主な会議の開催状況として、取締役会は21回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席しました。その他監査役会は16回、コンプライアンス委員会は４回、リスク管理委員会は５回開催いたしました。

2．監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

3．内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

（注）1. 本事業報告に掲げる金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。
2. 本事業報告に掲げる金額には、消費税等は含んでおりません。
3. 本事業報告に掲げる数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末日のものであります。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**9,478,693**	**流動負債**	**6,166,210**
現金及び預金	3,993,627	支払手形及び買掛金	2,913,879
受取手形及び売掛金	3,322,890	１年内返済予定の長期借入金	1,292,975
商品及び製品	1,163,840	未払金	514,371
原材料及び貯蔵品	390,988	未払法人税等	89,585
その他	607,761	製品保証引当金	48,145
貸倒引当金	△414	営業外電子記録債務	907,414
固定資産	**8,176,380**	その他	399,838
有形固定資産	**7,523,406**	**固定負債**	**4,275,087**
建物及び構築物	3,647,194	長期借入金	3,901,534
機械装置及び運搬具	2,002,272	退職給付に係る負債	274,351
土地	539,179	資産除去債務	83,863
建設仮勘定	911,637	その他	15,338
その他	423,122	**負債合計**	**10,441,297**
無形固定資産	**62,221**	(純資産の部)	
ソフトウェア	62,221	**株主資本**	**7,043,317**
投資その他の資産	**590,753**	資本金	1,700,880
投資有価証券	375,466	資本剰余金	1,469,480
繰延税金資産	147,854	利益剰余金	3,873,336
その他	125,021	自己株式	△379
貸倒引当金	△57,589	**その他の包括利益累計額**	**170,459**
		その他有価証券評価差額金	55,672
		繰延ヘッジ損益	△1,186
		為替換算調整勘定	125,194
		退職給付に係る調整累計額	△9,221
		純資産合計	**7,213,776**
資産合計	**17,655,074**	**負債及び純資産合計**	**17,655,074**

連結損益計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**14,735,937**
売上原価		**10,502,731**
売上総利益		**4,233,205**
販売費及び一般管理費		**3,130,645**
営業利益		**1,102,560**
営業外収益		
受取配当金	9,180	
受取保険金	24,748	
売電収入	23,224	
助成金収入	10,845	
その他	18,175	**86,173**
営業外費用		
支払利息	48,687	
売電費用	14,207	
手形売却損	10,354	
為替差損	80,056	
支払補償費	38,486	
その他	534	**192,327**
経常利益		**996,406**
特別利益		
固定資産売却益	253	
投資有価証券売却益	9	
補償金収入	50,000	**50,263**
特別損失		
固定資産除却損	12,906	
投資有価証券評価損	605	
減損損失	105,709	
その他	628	**119,850**
税金等調整前当期純利益		**926,819**
法人税、住民税及び事業税	158,666	
法人税等調整額	27,334	**186,000**
当期純利益		**740,819**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**740,819**

連結株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資　本　金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年１月１日残高	906,499	675,099	3,232,843	－	4,814,441
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	7,522	7,522			15,045
新株の発行	786,858	786,858			1,573,717
剰余金の配当			△100,326		△100,326
親会社株主に帰属する当期純利益			740,819		740,819
自己株式の取得				△379	△379
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	794,381	794,381	640,493	△379	2,228,876
2020年12月31日残高	1,700,880	1,469,480	3,873,336	△379	7,043,317

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2020年１月１日残高	79,277	－	115,139	△9,729	184,687	4,999,129
連結会計年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）					－	15,045
新株の発行					－	1,573,717
剰余金の配当					－	△100,326
親会社株主に帰属する当期純利益					－	740,819
自己株式の取得					－	△379
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△23,605	△1,186	10,054	508	△14,228	△14,228
連結会計年度中の変動額合計	△23,605	△1,186	10,054	508	△14,228	2,214,647
2020年12月31日残高	55,672	△1,186	125,194	△9,221	170,459	7,213,776

貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**8,424,363**	**流動負債**	**6,058,991**
現金及び預金	3,196,449	支払手形	1,535,245
受取手形	1,195,608	買掛金	1,334,719
売掛金	2,029,586	１年内返済予定の長期借入金	1,292,975
商品及び製品	1,051,258	未払金	541,824
原材料及び貯蔵品	350,712	未払法人税等	61,900
未収消費税等	511,403	製品保証引当金	48,145
その他	89,784	営業外電子記録債務	907,414
貸倒引当金	△440	その他	336,766
固定資産	**8,694,847**	**固定負債**	**4,253,124**
有形固定資産	**7,334,322**	長期借入金	3,901,534
建物	3,616,547	退職給付引当金	261,059
構築物	30,526	資産除去債務	83,863
機械及び装置	1,819,247	その他	6,668
車輌運搬具	47,096	**負 債 合 計**	**10,312,116**
工具、器具及び備品	358,812	(純資産の部)	
土地	539,179	**株主資本**	**6,755,071**
建設仮勘定	911,637	**資本金**	**1,700,880**
その他	11,275	**資本剰余金**	**1,469,480**
無形固定資産	**54,065**	資本準備金	1,469,480
ソフトウェア	54,065	**利益剰余金**	**3,585,090**
投資その他の資産	**1,306,459**	利益準備金	57,500
投資有価証券	357,473	その他利益剰余金	3,527,590
関係会社株式	33,513	固定資産圧縮積立金	4,485
出資金	3,393	別途積立金	1,400,000
関係会社出資金	694,220	繰越利益剰余金	2,123,105
長期前払費用	424	**自己株式**	**△379**
繰延税金資産	157,518	**評価・換算差額等**	**52,022**
その他	61,115	その他有価証券評価差額金	53,208
貸倒引当金	△1,200	繰延ヘッジ損益	△1,186
		純 資 産 合 計	**6,807,093**
資 産 合 計	**17,119,210**	**負債及び純資産合計**	**17,119,210**

損 益 計 算 書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**14,120,343**
売上原価		**10,170,869**
売上総利益		**3,949,474**
販売費及び一般管理費		**3,184,463**
営業利益		**765,010**
営業外収益		
受取配当金	44,183	
受取保険金	24,748	
売電収入	23,224	
その他	18,382	**110,539**
営業外費用		
支払利息	48,207	
支払補償費	38,486	
売電費用	14,207	
手形売却損	10,354	
為替差損	30,408	
その他	429	**142,095**
経常利益		**733,453**
特別利益		
固定資産売却益	253	
投資有価証券売却益	9	
補償金収入	50,000	**50,263**
特別損失		
固定資産除却損	12,424	
投資有価証券評価損	605	
減損損失	105,709	
その他	628	**119,367**
税引前当期純利益		**664,349**
法人税、住民税及び事業税	88,674	
法人税等調整額	12,212	**100,887**
当期純利益		**563,461**

株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
2020年１月１日残高	906,499	675,099	675,099	57,500
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	7,522	7,522	7,522	
新株の発行	786,858	786,858	786,858	
剰余金の配当			－	
当期純利益			－	
固定資産圧縮積立金の取崩			－	
自己株式の取得			－	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			－	
事業年度中の変動額合計	794,381	794,381	794,381	－
2020年12月31日残高	1,700,880	1,469,480	1,469,480	57,500

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2020年１月１日残高	5,337	1,400,000	1,659,116	3,121,954	－	4,703,552
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）				－		15,045
新株の発行				－		1,573,717
剰余金の配当			△100,326	△100,326		△100,326
当期純利益			563,461	563,461		563,461
固定資産圧縮積立金の取崩	△852		852	－		－
自己株式の取得				－	△379	△379
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				－	－	－
事業年度中の変動額合計	△852	－	463,988	463,135	△379	2,051,518
2020年12月31日残高	4,485	1,400,000	2,123,105	3,585,090	△379	6,755,071

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2020年１月１日残高	79,901	－	79,901	4,783,454
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）			－	15,045
新株の発行			－	1,573,717
剰余金の配当			－	△100,326
当期純利益			－	563,461
固定資産圧縮積立金の取崩			－	－
自己株式の取得			－	△379
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△26,693	△1,186	△27,879	△27,879
事業年度中の変動額合計	△26,693	△1,186	△27,879	2,023,639
2020年12月31日残高	53,208	△1,186	52,022	6,807,093

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年２月22日

恵和株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　目　細　　実　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　田　　信　之　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、恵和株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、恵和株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年２月22日

恵和株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　目　細　　実　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　田　　信　之　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、恵和株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月22日

恵和株式会社　監査役会

常勤監査役　小　林　俶　朗　㊞

社外監査役　大　保　政　二　㊞

社外監査役　小　林　雅　和　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋茅場町１丁目５-８

東京証券会館　８階



交通

東京メトロ　東西線・日比谷線「茅場町駅」８番　出口直結

東京メトロ　銀座線・東西線「日本橋駅」C２　出口より徒歩６分

都営地下鉄　浅草線「日本橋駅」D２　出口より徒歩４分

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。